

品川区登録調査員 募集案内

統計調査は、私たちの日常の暮らしや産業の現状を正確に表し、将来を考えていくうえで重要な役割を果たしています。

統計調査において統計調査員は、調査票の配布・回収・点検等、調査対象（世帯や事業所）と直接やりとりを行うという、調査現場の最前線にあって重要な仕事を受け持ちます。

品川区では、平成 30 年度以降に実施する統計調査に従事していただける、登録調査員を募集します。

【登録調査員とは】

統計調査のお仕事をしていただく方で、品川区に統計調査員として登録して頂いた方のことをいいます。

統計調査を実施する際に、登録調査員の方へ調査の従事を依頼し、統計調査員として活動していただきます。

※統計調査員は、調査の都度任命される国または東京都の非常勤の公務員となります。

1. 主な業務内容（下記は一例であり、調査によって異なります。）

- ① 調査員事務説明会へ出席
- ② 調査対象の確認、名簿や地図の作成、「調査のお願い」等の配布
- ③ 調査対象へ調査依頼、調査票の配布・記入方法の説明
- ④ 記入された調査票の回収
- ⑤ 回収した調査票の検査・整理
- ⑥ 調査票などの調査関係書類を品川区へ提出

2. 応募の要件

- ① 満 20 歳以上満 74 歳以下(平成 30 年 4 月 1 日時点)である方。
- ② 心身ともに健全であり、統計調査に理解と熱意を持ち、責任をもって統計調査業務を完了することができる方。
- ③ 品川区内に住所を有すること。または区内での調査活動に支障がない居所の方。
- ④ 他の区市町村の登録調査員でないこと。または区内での調査活動に支障がない方。
- ⑤ 税務・警察・選挙に直接関係のない方。
- ⑥ 暴力団員でない方 および暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない方（品川区暴力団排除条例より）。
- ⑦ 調査終了後も含めて、調査業務で得た情報等の秘密を保護できる方。
- ⑧ 調査員事務説明会に必ず出席できる方。
- ⑨ 調査書類等を指定された日時・場所に提出できる方。

3. 報酬額

調査によって異なりますが、目安としては 1 調査あたり約 2～5 万円程度。

※ 調査員事務説明会への出席および調査に係る交通費相当額を含んでいます。

裏面へつづく 

4. 募集人数

約30名

5. 申込み方法

品川区地域活動課統計係窓口にて配布する申込書に記入および写真貼付のうえ、ご提出下さい。(直接窓口へ持参か、郵送にて提出)

6. 申込期限

平成30年1月12日(金)(必着)

7. 説明会および面接

面接日 平成30年1月30日(火)、31日(水)、2月1日(木)

いずれかの日程で2時間程度を予定。

面接日は申込書審査のうえ、後日お知らせします。(1月中旬～下旬頃を予定。)

面接日当日は、登録調査員についての説明(1時間程度)をお聞きいただいたあと、面接を行います。

8. 結果通知

合否にかかわらず、通知いたします。ただし面接を欠席された場合通知はいたしません。

9. その他

ご提出いただいた申込書に記載された個人情報 は 厳重に管理し、統計調査業務以外は使用いたしません。

【連絡先】

品川区地域振興部地域活動課統計係

〒140-8715 品川区広町2-1-36 第二庁舎6階

電話 03-5742-6869 (直通)